

国立大学法人奈良教育大学競争参加資格等審査委員会規則

平成18年6月21日
制 定

改正 平成19年10月10日規則第62号

改正 平成24年 2月22日規則第17号

(趣旨)

第1条 国立大学法人奈良教育大学の施設整備事業を公正かつ厳正に実施するため、競争参加資格等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 審査委員会は、国立大学法人奈良教育大学工事請負契約等事務取扱基準（平成18年制定奈良教育大学規則第63号）第48の規定により、下記事項について審査するものとする。

- 一 一般競争入札における競争参加資格の決定等基本的な事項
- 二 一般競争入札における競争参加希望者の競争参加資格の有無に関する事項
- 三 競争入札における競争参加者の選定に関する事項
- 四 随意契約によろうとする場合における見積依頼の相手方の選定に関する事項
- 五 第一号から第四号に掲げる事項に関するその他の事項

(組織)

第3条 一般競争入札及び事前に技術的適正等の審査を行う指名競争、それ以外の指名競争入札及び随意契約に係る審査委員会の構成は、次のとおりとする。

- 一 委員長 施設課長
- 二 委員 財務課長
- 三 委員 施設課副課長
- 四 委員 財務課副課長

(委員会以外の者の出席)

第4条 審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

(委員会)

第5条 審査委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(事務)

第6条 審査委員会の事務は、施設課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年6月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 奈良教育大学競争参加資格等審査委員会設置要項（平成10年12月13日事務局長決裁）は廃止する。

附 則（平成19年規則第62号）

この規則は、平成19年10月10日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

附 則（平成24年規則第17号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。